

一般社団法人福岡県高压ガス保安協会長 殿

福岡県商工部工業保安課長

自動車燃料装置用容器への充填に係る法令遵守の徹底について（注意喚起）

平素から、本県産業保安行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、県内のスタンド（高压ガス製造事業所）において、容器再検査有効期限切れの車両に高压ガスを充填する事案（高压ガス保安法第48条第1項第5号の違反行為）が発生しております。つきましては貴協会員に対し下記のとおり周知していただきますようお願いいたします。

記

1 充填前の有効期限確認の徹底について

充填前に車両の充填口近傍に貼付されている車載容器総括証票または容器再検査合格証票に記載の有効期限を必ず確認し、期限内であることを確認の上充填を行うこと。
また、当該有効期限が切れている車両には、下記「再検査充填」を除き、充填をしないこと。

2 再検査充填について（圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素スタンドのみ）

車両に固定した燃料装置用容器の容器再検査のために、スタンドから容器検査所まで当該車両が自走して移動を行うための燃料として必要なガスであって、当該容器の再検査を行うことができる容器検査所に属する従業者の立ち会いのもとで、スタンド等の従業者が十分に保安を確保した上で行う充填は「再検査充填」にあたり、高压ガスの製造にあたらぬ。

※ 「高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）」（制定 20200715 保局第1号）に基づく運用

参考

【 高压ガス保安法第48条第1項 】

高压ガスを容器（再充てん禁止容器を除く。）に充てんする場合は、その容器は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

五 容器検査若しくは容器再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後経済産業省令で定める期間を経過した容器又は損傷を受けた容器にあつては、容器再検査を受け、これに合格し、かつ、次条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示がされているものであること。

<問い合わせ先>

福岡県商工部工業保安課

（一般則） 高压ガス電気係 古海

（液石則） LPガス火薬係 佐々木

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3439

FAX 092-643-3444

福岡県エルピーガススタンド協会長 殿

福岡県商工部工業保安課長

自動車燃料装置用容器への充填に係る法令遵守の徹底について（注意喚起）

平素から、本県産業保安行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、県内のスタンド（高圧ガス製造事業所）において、容器再検査有効期限切れの車両に高圧ガスを充填する事案（高圧ガス保安法第48条第1項第5号の違反行為）が発生しております。つきましては貴協会員に対し下記のとおり周知していただきますようお願いいたします。

記

1 充填前の有効期限確認の徹底について

充填前に車両の充填口近傍に貼付されている車載容器総括証票または容器再検査合格証票に記載の有効期限を必ず確認し、期限内であることを確認の上充填を行うこと。

また、当該有効期限が切れている車両には、下記「再検査充填」を除き、充填をしないこと。

2 再検査充填について（圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素スタンドのみ）

車両に固定した燃料装置用容器の容器再検査のために、スタンドから容器検査所まで当該車両が自走して移動を行うための燃料として必要なガスであって、当該容器の再検査を行うことができる容器検査所に属する従業者の立ち会いのもとで、スタンド等の従業者が十分に保安を確保した上で行う充填は「再検査充填」にあたり、高圧ガスの製造にあたらぬ。

※ 「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）」（制定 20200715 保局第1号）に基づく運用

参考

【 高圧ガス保安法第48条第1項 】

高圧ガスを容器（再充てん禁止容器を除く。）に充てんする場合は、その容器は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

五 容器検査若しくは容器再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後経済産業省令で定める期間を経過した容器又は損傷を受けた容器にあつては、容器再検査を受け、これに合格し、かつ、次条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示がされているものであること。

<問い合わせ先>

福岡県商工部工業保安課

（一般則）高圧ガス電気係 古海

（液石則）LPガス火薬係 佐々木

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3439

FAX 092-643-3444